

日本企業に関わる論点とは OECDの国際課税大改革につながる新ルール

デロイト トーマツ税理士法人
税理士

山川博樹

今般の国際課税の大改革につながる新ルールの実務への影響は大きい。新制度を理解し、現状の情報収集フローや組織役割を整理し、的確かつ効率的な情報収集のシステム／ツールを検討し、プロセスの構築を図る必要がある。本稿は、今後の具体的な検討にあたって、現下における新ルールの実務上の影響に係る論点を整理したものである。

本稿は、表題の新ルールについて、これまで明らかになった青写真・声明・GloBEモデルルールから読み取れる内容をもとに、日本企業への実務上の影響に係る論点を整理したものである。記事の意見にわたる部分は筆者の私見であり、所属する組織の公式見解ではない。

I 2021年10月8日の声明の概要・意義とその後の動き

2021年10月8日、OECDのBEPS包摂的枠組み加盟国のうち136か国・地域（後に1か国追加）が2つの柱のパッケージの重要な構成要素について合意し声明が発表され、その後G20で承認された。

柱1は企業グループの残余利益を市場国に再配分をする事項であり、柱2は法人税のグローバル最低税率を定める事項である。2012年、GAFAに何とか市場国で課税したいとするフランス等の主張により、OECD/G20でBEPS行動1としてスタートしたアジェンダについて、政治的最終合意が結実したことになる。

柱1における主な合意内容は、多国間協定により一方的措置（デジタルサービス税

又は類似の措置のこと）を排除すること、そして利益Aにおける残余利益の配分率を25%とすることであった。

柱1は、当初長い間自国企業狙い打ちとして行動1の議論に参画しなかった米国が、2018年にデジタルサービス税を止めさせる目的で参画に至り、それ以来議論が本格的に進んだ経緯がある。今般、利益Aの実行と引換えに、英国、フランス、インド等はデジタルサービス税の撤廃に合意し（注1）、柱2より相当難題とされていた政治的合意が達成された。残余利益の配分率は、当初10%や15%のラインで議論されていたところ、インドや途上国はより高い配分率を主張し、結果25%で決着した。

既存のPE概念を離れて売上高100万ユーロに応じネクサス（注2）を認定し、そのネクサス国に、既存の独立企業原則を離れて合意された定式に沿って利益を再配分するメカニズムが利益Aである。歴史的意義がある。なお、世界の導入に関し、米国の議会批准に拠らない国際合意の方法の模索にも注目される。

柱2における主な合意内容は、法人税の最低税率を15%とすること、そして有形資産の簿価及び人件費の一定割合を課税ペー

スから控除するカーブアウトの控除率を5%とし、移行期間（10年）にはさらに拡大することであった。

最低税率は12.5%を主張するアイルランド等とより高い率を主張する米国や一部の欧州国とのせめぎ合いにみえたが、移行期間の段階的引下げを含むカーブアウトとのパッケージで交渉・合意された。また、EU加盟国のアイルランド、ハンガリー、エストニアが合意に加わったことにより、柱2に関するEU指令は成立の方向である。

柱1、2ともに2023年実施という野心的目標へのコミットメントは維持され、それを反映した今後の実施計画が示された。声明（先立つ2021年7月の声明も同様）においては、合意に至った重要な構成要素が示されたが、それらは2020年10月の青写真をベースにしており、声明に記載されていない部分については、なお青写真が有効であるとされた。その後、柱2のGloBEルールについては、昨年末にモデルルールが発出された。

なお、柱1・利益Aの対象企業グループ数は、昨年米国バイデン政権の議論への再参画により、売上規模と利益率の大きさにより規律され^(注3)、世界で約100社とされ、他方柱2の対象企業グループ数は、連結売上高7.5億ユーロ以上の企業グループ約9,000社とされる。

II 第1の柱

1 利益A

利益Aのいまだ定まっていない論点は多々あるが、セグメンテーションが最早限

定的な局面のみでのルールとなったため、重要な実務論点は以下のような点である。

(1) 実務論点

① レベニューソースルーリング

レベニューソースルーリングは、収益が創出される国を決定するためのルールであり、通例のソースルール（課税権の配分）概念ではない。

最終市場国にソースされる理念の下、最終消費財、部品、サービス等に区分し、取引カテゴリーごとにルールを策定する。

取引単位は明快ではない。例えば、独立の卸売事業者を通して最終消費財を販売する場合、ソースする特定の情報による信頼できる方法が取れるかどうか、この場合、独立の卸売事業者が、契約上、その所在する国で販売することが制限されていることなどが合理的に推認されるかがポイントになる。

このような方法が取れない場合、UNCTAD（国際連合貿易開発会議）公刊の最終消費支出指標を参照する、2段階のアロケーションキーによるルールが提案されている。

② マーケティングセーフハーバー

マーケティング及び販売活動の利益についてのセーフハーバーは、利益Aを通じて市場国に配分される残余利益に上限を設けるものである。利益Aの過剰な配分を避けたい居住地国と市場国との綱引きにもみえる。

仮利益A + 固定リターンに既存利益が届かないと利益Aが配分されるので、市場国にとっては高い固定リターンが有利である。既存の移転価格との関わりが生じる。

③ 支払事業体

利益Aの拠出者（支払事業体）を決める必要があり、青写真の4基準から、客観的で執行可能なものに絞る検討が行われている。税負担を拠出者間で配分し、拠出者において負担税額は二重課税排除される。

④ マルチパネル

強制的かつ拘束力のある形でのマルチパネルの活用が想定される。

利益Aの配分先は多国間協定締約国のみである。メカニズムの運用にあって、セーフハーバーや支払事業体の適用如何で、既存の2国間移転価格やPE帰属所得をめぐる論争になりうる。仲裁を嫌う途上国に選択的メカニズムが設定される。多国間協定に、本社国、支払国、市場国が適切に参画していないと円滑にワークしない。

また、ワンストップ納税の可能性に注目される。

(2) 申告書作成を見据えて

上記のような論点を孕む現下のルールの検討状況の下で、利益Aの想定される実務とは何か。

利益A対象企業は、親会社が申告書を作るメソッドを策定する必要がある。ルールに沿って、事実と状況に即して信頼できるレベニューソーシングルールを策定し、収入金額でネクサス（課税根拠）を認定し、配分される国を決定する。また、ルール（特に市場国間配分等について）に沿って支払事業体決定ルールを策定し、利益Aに課される税負担の拠出者間配分を決定する。これら2つの重要なルールが定まらなければ、どういうデータをどこからどうもらうのが定まらない。

親会社は、これら重要なルールに沿って、利益A申告に必要なデータを収集して申告書を作成し、国税庁に提出する。想定されているものとして、早期安定措置に従い、利益Aパネル（審査パネル・決定パネル）を申請する。対象企業の利益Aパネルとの関わりあいは、今後なんらかのガイドが示されよう。

利益Aパネルで合意される確定配分額は当該対象年度より遅れて確定し、当該対象年度か合意された年度かルールで決められた年度において、所要の配分・二重課税排除措置が採られ、納付がなされる。マーケティング及び販売活動の利益についてのセーフハーバーの適用により、仮利益A+固定リターンと既存利益との多寡によって、利益Aのフル配分・一部配分・無配分が決まる。

利益Aパネルでは、レベニューソーシングルールや支払事業体決定ルールの妥当性が確認される。初回がより重要である。実務上独立企業原則に沿って既存利益が配分されていることがベースである。

なお、利益Aが配分される市場国にあって、当該国でデジタルサービス税が賦課されている場合、利益Aの最初の対象年度の課税額から2年間のデジタルサービス税を控除できる。

2 利益B

利益Bについては、議論が遅れていたことから曖昧な状況に置かれたままである。基礎的マーケティング・販売活動の定義を広くとって裾野を拡げ最低利益率を定めることにより、市場国での課税リスクを減少させ課税を安定化させるのが元の狙いであ

ろう。

他方、TNMM（取引単位営業利益法）の適用の仕方を形式化することにより、途上国の執行を助ける考え方にも理屈がある。

実務論点は、利益Bの対象事業体の判定とオペレーションではないだろうか。

前者は、多数の海外子会社等の中で、ポテンシャルなものを大雑把に掴んで、それらについて精査し最終確定することになるのか。採用するベリレーシオ（営業費用売上総利益率）が利益水準指標として妥当か、定義の解釈・当てはめが論点化すると難儀であるし、バイセル形態というだけで利益Bの対象となると、商流外し・サービスプロバイダー化が起こり、PE問題を惹起する。また、仮にも利益率にシーリングを設けようとする、企業や市場国・居住地国の両当局にとって複雑困難な問題を惹起する。このような潜在的な論点の所在を明記すべきである。

後者のオペレーションについては、利益Bの最低利益率ラインをオペレーションで収めることが困難な場合を想定し、インボイス一本で遡及的価格調整が容認される仕組みを設けることが妥当かどうかであろう。複数の国外関連者から仕入れる場合のインボイスの切り直しの方法や直接の仕入先は機能リスク限定製造会社でその連鎖の先に損益変動リスクを吸収できるプリンシパルが位置する場合のインボイスの切り直しの方法は、企業内実務による。

移転価格の簡素化という利益Bの主旨に沿った当局間の運用を確保する制度を策定する必要がある。

3 今後の予定

利益Aについては、2022年半ば目途の多国間条約の署名式に向けて、多国間条約本文と説明書面及び国内法制のためのモデルルールの公表が予定され、それに向け整理される論点ごとにコンサルテーションに付される予定である。

利益Bについては、2022年末予定の作業の完了を見据え、本年半ばにコンサルテーション実施のための文書が公表される予定である。上述の現下の情報から想定される実務を踏まえ、最終的な制度改正に向けたいくつかの重要局面で然るべき対応を行うことも肝要である。

III 第2の柱

1 GloBE／モデルルールの論点

2021年12月20日に発出されたモデルルールは、今後200頁程度といわれるコメントリーの補足説明や的確な設例を待たないと、立案の意図や（特にGloBEルールへの適格国内ミニマム税率の導入から一定程度想定される帰結とのバランスにおいて）ここまでの規律の正確性を求める理由等が読み解けない点がある。

このような事情下、現下のモデルルールから浮かび上がる論点について、基本的にモデルルールの順序立てに沿って述べる。

(1) 実務論点

モデルルールは、既存の青写真及びこれまでの声明の枠組みを大きく変えていないが、会計と税務が混在しており、GloBEポ

リシーの正確性追求と諸々の視点への配慮との落とし所を探ることにより、相当複雑になっている。

① 適用範囲と課税配分ルール

持分法適用会社の扱いについて、全世界ベースでETR（実効税率）を計算するような簡易IIR（所得合算ルール）の形で取り込む案を事務負担への配慮から撤回したが、JV（共同企業体）の本則による取込みは不可避と整理されたようである。また、少数持分構成事業体は、出資割合30%以下だが連結対象になるような特殊なケースであるが、JVの取込みと類した取込みを図っている。最終親会社に適格IIRが適用されていても、少数株主が存在する場合にUTPR（軽減課税支払ルール）が発動され、仮に簡易IIRの撤回分をUTPRに充て込むとなると、納税者は、メジャー出資する側で情報の入手を行うことは比較的容易になるかもしれないが、適格IIRトップアップ税（ミニマム税率までの税率分に係る上積税）額を控除したUTPRトップアップ税額をUTPR導入国の拠点の有形資産や人件費の外形の比重で配分し、グループ各社が納税する事務は煩雑となろう。

最終親会社の会計基準と異なる基準の例外適用における永久差異100万ユーロ超の場合の修正要求ケースにあって、想定は明快ではなく実務次第である。

② GloBE所得の計算

GloBE所得が損失であってもトップアップ税額が生じる仕組みについて、例えば、永久差異によって生じた損失から生まれた繰延税金資産が将来年度で活用されIIR課税の機会を失うという懸念を想定するが、事前に先行して課税する主旨にみえ相当の

過剰感があり、コメントリーの解説が待たれるところである。

また、株式報酬費用、公正価値測定・減損、不動産譲渡益の繰戻し等の選択は納税者有利な選択肢を付与するものとも考えられるが、企業にとって手間の側面は否定できない。

③ 調整対象税額の計算

受動的所得に係るCFC（外国子会社合算税制）税額のプッシュダウンの税率15%制限は、趣旨が明快ではない。能動的所得部分に制限はないようにみえる。区分して把握する必要が生じると実務負担の問題が生じる。このCFC税額のプッシュダウンに中間持株会社におけるCFC税額をも加算できるかについて、モデルルール上否定されているようにみえないが、受動的所得への15%税率制限により効果は減殺されよう。モデルルールの文言上、日本の親会社が欠損である場合には、CFC所得が合算された場合であっても、CFC税額は生じないようにみえるが、確定的ではない。

適格還付税額控除は、還付可能な税額控除であって所得として扱われるものであり、当期税金費用の減額として会計処理したものを調整対象税額として分子で加算する。分子を分母に整合させる。

PE課税額は財務諸表上計上されたものが対象税額に含まれることになろうか。

さて、税効果であるが、複雑な計算による損失を繰り越して分母を調整したり、ETR計算した際に超過した税額が出た場合の繰越しなど複雑かつ独特の一時差異の繰越し調整が青写真で提案されていたが、これが不評であり、それに代わり、簡素化の要望から取り込んだものであるが、繰延

税金資産の回収可能性の評価を無視するなど不確実な事象は認めない思考は強く、繰延税金負債の取消し(Recapture)ルールのような会計の理屈にはない独自ルールまで設定しており、これもまた複雑である。

Recapture計算のように過去再計算で修正したとき、過去分で本来出べきだったトップアップ税額を当期で納める場合には、追加トップアップ税額として、国別トップアップ税額に加算される仕組みである。

繰延税金費用の15%再計算の考え方は明快ではない。平準化の趣旨に沿うものか説明が必要である。同一国の他の構成事業体による流用への懸念があるのであろうか。

なお、GloBE損失に係る一時差異調整の簡便選択を付与されているが、原則として存在する繰延税金資産・負債を考慮しないので不利に働きうること、申請時期が最初のGloBE情報申告と同時提出とされていることなどに留意が必要である。

④ 実効税率とトップアップ税額の計算

究極の親会社と同一国内の上場子会社に20%超の外部株主がいる場合、部分被所有親会社に該当することを排除する規定はモデルルールにはない。例えば、GloBEルールの趣旨に鑑み、究極の親会社が100%分トップアップ税額を納付しそこでIIRで完結させうるなど、国固有のルールとして、例えば、国内連帯納付など、国内法制化に柔軟性があるのかどうか。

また、実体ベース所得控除(カーブアウト)に、「不動産の使用又は天然資源の利用(有形資産への相当の投資を伴うもの)に係る政府からのライセンス又は類似の取決めを含む」が新たに取込まれており、今後解釈を確認する必要があるが、中国投

資事業において重要であろう。

UTPRの計算の方法を青写真から抜本的に変更しているが、趣旨や具体的計算は明快ではない。

適格国内ミニマム税額は、GloBEルールに沿って導入された税として対象税額の定義から除外されるので、ETRの分子には含まれないが、国別トップアップ税額から控除される。仮に日本企業の日本の国別ETRが15%を下回った場合、UTPR適用の余地はあるが、日本国の国別トップアップ税額から適格国内ミニマム税額が控除され0になり、ここで、割り振られる税額はなくなり、UTPRは適用されないことになろう。適格国内ミニマム税率の各国導入によりIIRの増収は減じられよう。適格要件は、今後のコメントリーに委ねられるが、現下先行するEU指令案が参考となろう。

⑤ 手続規定

CbCR(国別報告書)は、本来の趣旨に加えて、GloBEルールのセーフハーバーという新たな意義づけがなされるものである。その作成義務の閾値に、GloBEルールの本則同様、直前4連結会計年度のうち少なくとも2連結会計年度でみるという平均メカニズムが導入されるのか、本則の税効果における税率上限設定、除外、加減算をどう修正した設計とされるのかが注目される。なお、CbCRとIIRの対象事業体は、例えば、政府系企業等やJV特例など、完全に同一にするのは難しいのか否か。

また、GloBE情報申告の内容についての各国当局対応の国税・本社一元化等のルールは見当たらない。

⑥ 経過措置

分子の繰延税金について、過去の税効果

を使えないと不利に働く可能性もあるため、一定の配慮がなされ経過措置が入っている。新規出資・買収事業体への対応に係る経過措置等の配慮が必要かどうか。

(2) 法令化

モデルルールに現下各国の裁量の余地はさほどないように見え、すでに公表されているEU指令案や英国のコンサルテーションペーパーからもそれがうかがえる。他方、BIAC（経済産業諮問委員会）の諸要望は、モデルルールの変更を要するよう見えるものもある。今後の実施枠組みで内容が確定されるGloBEセーフハーバー等の各国の裁量や自由度は、不明であるが、モデル規定より高まるという見立ては現下ない。

なお、現時点で米国改正GILTI（米国外軽課税無形資産所得）案はIIR適格性を有しているように見えるところであるが、米国で上院審議に諮る情勢ではなく、決着は見通せない。

2 日本企業や税制への影響、今後想定される課題

現下、主に事務処理の簡素化の視点から、GloBEルールの適切な制度化に向けた経済界の取組みは重要である。上述のとおり、モデルルールのベースラインには、税効果（税率15%の再計算やRecaptureルール等）、CFC税額プッシュダウンの税率制限、JV特例・少数持分構成事業体・部分被保有親会社（スプリットオーナーシップルール）の設例、UTPRの趣旨と計算等、コメントリーの補足説明を待たないと、立案の意図や（特にGloBEルールへの適格国内ミニマム税率の導入から一定程度想定さ

れる帰結とのバランスにおいて）ここまで規律の正確性を求める理由等が読み解けない点がある。

最終にもみえるモデルルールは真に最終か、疑心暗鬼はないか。モデルルールの内容の妥当性を議論する場はあるのだろうか。2022年2月末とされるコメントリーの発信、年末のGloBE実施枠組みの策定に向けたコンサルテーション、そして国内法制化に向けた議論の場を通して、適格IIRとみなされる規律の範囲内で、適切な制度化に向けた議論を重ねる必要がある。その規律の範囲は必ずしも明快ではない。なお、実施枠組みについて、モデルルールより位置づけが下位で国内法制化の自由度が高いと考えて対応するのは、現下早計であろう。

企業の事務負担の軽減の観点からは、ETR計算対象子会社を絞ることが肝心であり、そのためにセーフハーバーを確保することが最重要であり、CbCRセーフハーバーとホワイトリストの有効性への期待は大きい。企業の円滑な実務プロセスの観点からは、CbCRシステムを改修して活用しつつ、CFC税額プッシュダウンや利益Aの再配分を反映させたIIR申告書を作成・提出する必要があるため、各々のデータ入手の時期に合わせたスケジュールを組むという総合的・一体的な見直しが必要となる。

こういった観点からは、現状、肝心要の申告期限やセーフハーバーが決まるタイミングが2022年末までと後ろ倒しであり、特にテクノロジーにカバーさせる実務検討を含めて、いつから本格的な準備に取り組むべきかに二の足を踏ませる面は否定できないであろう。国内法立案の作業にとっても然りであろうか。そうはいえ、EUは2023

年1月から、英国は2023年4月からの施行での検討を開始している。

GloBEルールの導入を契機に、事務処理の軽減の視点から、CFC税制の所要の改正が期待される。スコープの入口を絞り込むことと、IIR申告期限との見合いでの合算時期の検討が必要かと思われる。時代に沿わなくて硬直的な執行に直面しかねない規定の見直しや租税回避を対象に絞り込む規定の策定にも従前から経済界の期待がある。

上記の諸々の情報の制約の下、現下想定されるGloBEルールの要対応事項は、連結単位で適用対象の構成会社を特定し、子会社別にGloBE所得と調整対象税額を算定し、国別にETRを算定し15%未満を判定し、子会社別にトップアップ税額を計算し、親会社・中間親会社・子会社にトップアップ税額を配分することである。

構成会社はCbCRと少しずれる可能性がある。GloBE所得と調整対象税額は会計システムを基礎としつつ、税務申告書や追加的な入手データも必要であり、データ収集方法や新規システムの検討・突合のポリシーの策定を要する。国別ETRの算定にはカーブアウト計算に必要なデータ収集が必要である。最後は、決算引当の検討と各種期限への対応が必要である。

相当程度の本社負担の増加のほか、子会社や中間親会社の追加負担もあり、グループ全体の巻き込みが必要になろう。連結決算で活用するサブ連結を国別に分解して別の組み方を要し、JV特例やスプリットオーナーシップ対応にあっては、データ集計が複層化する。連結会計、CbCR、CFC税制等既存の対応実務を踏まえつつ、トータ

ルでの業務プロセスを確立し、システムの構築か会計システムの横でアプリを走らせるかの選択を含めて、システムを有効に活用することも検討される。

今般のIIR計算を踏まえた取組み方において、親子間の新たなやりとりが必要になり、税務ガバナンス上の懸念を解消する必要もあろう。マネジメント層への説明や社内通知は肝要である。2023年施行の制度対応に向け、早期に影響測定・現状把握を行った上で対応方針を策定する必要がある。

なお、STTR（課税対象ルール）についてであるが、二国間条約に最低税率9%とする所要の規定が導入され、関連者間取引の受け手の取引単位のグロスの税率が9%を下回る場合、その差分まで支払手で源泉課税を行う、ただ実務上は付加税としてまとめて年分申告する、そのような仕組みとして検討されている。柱1やGloBEルールのコンセプトより、むしろ租税回避対策であるBEPS1.0の様相がある。

執行実務の煩雑さから先進国や世界の企業は導入に後向きにみえたが、他方で途上国の導入への期待はむしろ強く、導入促進のための多国間協定が策定される予定である。世界銀行策定の2019年1人当たり国民所得1.25万ドル以下の国との条約への導入が企図されているようにみえる。

企業のSTTR対応実務については、関連者の所在地国同士の条約への規定導入の確認が必要であり、関連者間取引の仕訳をすべてみにいくのも現実的ではなく、グロスの税率9%未満の特別な税制に着眼して、みなくてもよい取引を間引いていく思考が必要であろう。各国法制の落とし込みにも注意を払う必要がある。今後、STTRに係

るモデル条約規定及び導入促進を企図した多国間条約が発出される予定である。

IV | まとめ

今般日本企業は、国際課税の大改革につながる新ルールの導入に直面しており、国際課税実務への影響は大きい。今後の制度改正の方向性と影響を的確に見据え、企業ごとの既存実務を踏まえ効率的な最適対応を指向し具体的に検討を開始する必要がある。

(注1) 一方的措置に関し、2021年10月21日に、米国と英国・フランス・イタリア・スペイン・オーストリア（5か国）との間の協定の共同声明がリリースされた。すべての企業に対するすべての一方的措置を撤廃し、新たな一方的措置を課さないことに合意した。米国はもとよりこの日に一方的措置の撤回を希望していた。協定は5か国が希望した。この5か国と2021年10月8日以前に一方的措置を制定したすべての国は第1の柱が効力を有するまで撤回することを要求されないと合意した。ただし、2021年10月8日以降柱1が効力を有するまでに生じた一方的措置の税額が市場国の利益Aの最初の適用対象年度の法人税額を超えた場合には、その超過税額は市場国において利益Aの法人所得税から控除することが可能とされた。米国による遡及的

還付要求についての議論はなされていないようにみえる。この協定の一部として、米国は提案されていた貿易措置を終了することに同意し、さらなる貿易措置を課さないことにコミットした。その後同旨の協定にインドとトルコが参画した。EUのデジタルレビーやカナダのデジタルサービス税は未導入なので新たな一方的措置を課しないとされる合意に包摂される。なお、英国や豪州の迂回利益税はデジタルサービス税と関連づけられるものではないと整理されているようにみえる。

(注2) 青写真の重要かつ持続的な関与という定性的基準は消失した。

(注3) 連結売上高200億ユーロ超、税引前利益率10%超。平均メカニズムが導入されている。青写真の国外収益ミニマムテストは消失している。適用除外業種が含まれる場合、全体の収入から当該業種の収入を差し引いて閾値判定することになる。

Profile

山川 博樹 (やまかわ ひろき)

デロイト トーマツ税理士法人 パートナー
税理士

国税庁調査査察部調査課長を退官後、2014年9月に現デロイト トーマツ税理士法人入社。32年間の国税勤務の中で国際課税の要職を歴任。多岐の業種にわたる調査や相互協議、OECD業務を経験。調査対応、争訟対応、相互協議、事前確認、国際プランニング等のサービスに従事。経団連21世紀政策研究所国際租税委員会メンバー、日本機械輸出組合国際税務研究会委員。
